

- 第1条 本契約による履行の方法は別添仕様書によるものとする。
- 第2条 乙は従業員の業務指導を行い、従業員の行為、身元、風紀、衛生等に関し一切の責任を負うものとする。
- 第3条 甲は、乙の従業員について契約の履行に著しく不相当と認められるときは、乙に対してその交替を求めることができる。
- 第4条 乙は指定された期間内の委託が完了したときは、直ちに甲に届け出をし、甲の検査を受けなければならない。
- 第5条 代金の支払方法は検査合格後次の要領により乙の請求にもとづき支払うものとする。
(1) 支払回数 回
(2) 1回に支払う金額 円
- 第6条 前条の支払いは乙の請求の日より30日以内に支払うものとする。
- 第7条 甲が前条に定める期間内に支払を履行しない場合、乙は支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256条)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として、請求することができる。
- 第8条 天災事変又は甲の都合により乙がこの契約を履行しなかったときは、この分にかかる代金については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
- 第9条 乙は期間内に履行を完了しないときは、契約金額の年5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払わなければならない。ただし検査に要した日数はこれを算入しない。なお、履行しなかった理由が真にやむを得ないものと甲が認めるときはこの限りではない。
- 第10条 乙が次の各号の一に該当する場合において甲は契約を解除することができるものとする。
(1) 期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと甲が認めるとき。
(2) 本契約又は本契約にもとづく仕様書に違反したとき。
(3) 契約解除の申出があったとき。
(4) その他甲が必要と認めるとき。
(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
イ. 役員等(乙が個人である場合はそのものを、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
ロ. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ. 役員等が自己、自社若しくは第三者に不利な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど認められるとき。
ニ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難すべき関係を有していると認められるとき。
ヘ. 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約により、その相手がイからホまでいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。
ト. 乙が、イからホまでのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としている場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。
- 第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
(1) 前条第1号から第3号及び第5号のいずれかによりこの契約が解除された場合
(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
2. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 第12条 乙はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。
- 第13条 この契約書に定められていない事項については必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本証書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。